

第1章

計画の概要

第1節 計画策定の背景

「加古川市スポーツ振興基本計画」は、生涯スポーツ*の振興による「ウェルネス都市* 加古川」の実現と市民の健康づくりに寄与するため、平成20年(2008年)に策定されました。策定から10年が経過し、その間、スポーツを取り巻く状況は大きく変化しています。

スポーツ界における新たな課題に対応するため、国のスポーツ行政においても大きな変化がありました。昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改定し、平成23年(2011年)6月に「スポーツ基本法」を制定、平成24年(2012年)3月には「スポーツ基本計画」を策定しました。平成27年(2015年)10月には、スポーツ庁*が設置され、オリンピック・パラリンピックから国民の健康づくりに至る全てのスポーツに関する施策を総合的に推進しています。

スポーツは、青少年の心身の健全な発育・発達を促すとともに、フェアな精神《スポーツマンシップ》を育み、集団の中で仲間との連帯感《メンバーシップ》が生まれ、コミュニティ《フレンドシップ》が形成されます。また、心身の健康の保持増進にもつながり、長寿社会における健康寿命*の延伸に不可欠となっています。今日におけるスポーツは、人々の生活や地域を豊かにするものとなっています。

世界に目を向けると「ラグビーワールドカップ2019」(平成31年)をはじめ、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」(平成32年)、「関西ワールドマスタースゲームズ*2021」(平成33年)の開催が予定されており、今後、ますますスポーツへの関心の高まりが期待されます。

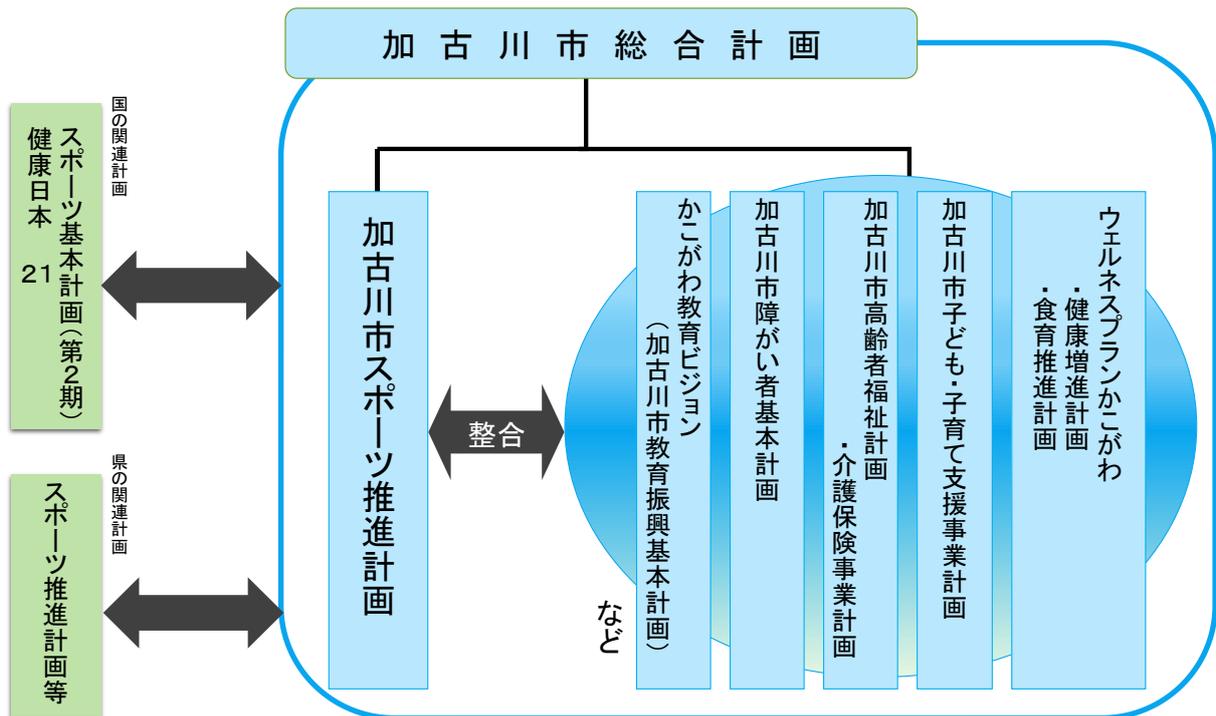
これらのスポーツを取り巻く環境の変化に加え、これまでの取組の成果と課題、加古川市民のスポーツに関する実態やニーズ*を踏まえ、さらなるスポーツの推進を図るため「加古川市スポーツ推進計画」として策定します。

第2節 計画の位置づけ

「加古川市スポーツ推進計画」は、「スポーツ基本法」第10条第1項に基づく「地方スポーツ推進計画」にあたり、「スポーツ基本計画」や「兵庫県スポーツ推進計画」を踏まえて策定する計画です。本計画は、「加古川市総合計画」を基礎においたスポーツの推進に関する総合的計画と位置づけます。

「加古川市総合計画」において掲げられている将来の都市像『いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川』を実現するため、健康・体力づくり、食育、子育て、障がい者*、高齢者等、身体活動やスポーツに関連する様々な計画との整合性を保ちながら、加古川市のスポーツ施策を総合的に推進します。

【図表1】 計画の位置づけ

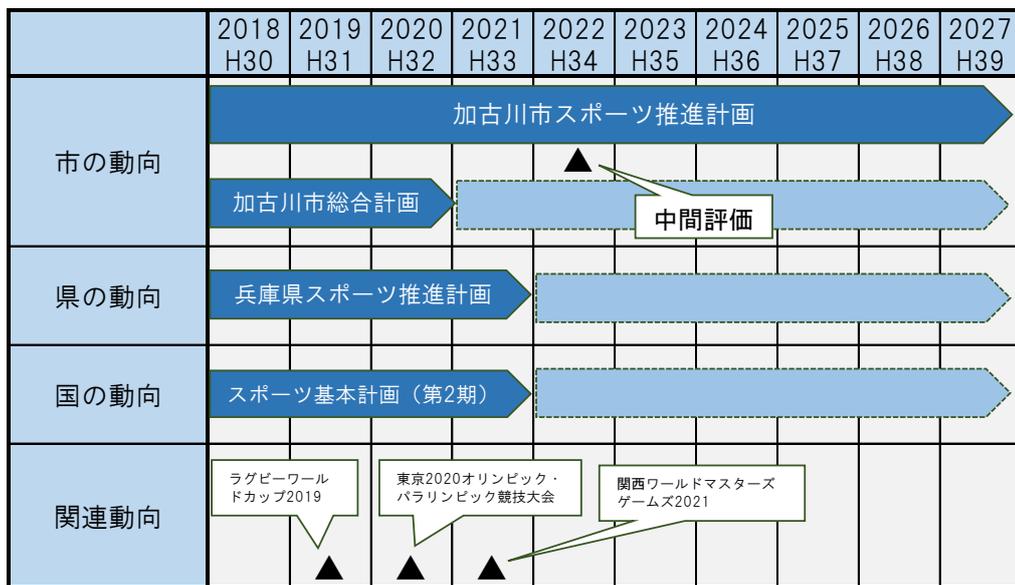


第3節 計画の期間

この計画の目標年次は、平成 39 年度（2027 年度）とし、計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）の 10 年間とします。

また、策定時から 5 年後を目途に「スポーツ実態調査」を実施して、市民の意見等の把握を行い、取組内容を点検・評価します。その結果を踏まえるとともに、国の動向や社会情勢の変化などへの対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

【図表 2】 計画の期間



第4節 本計画におけるスポーツの定義

「スポーツ基本法」では、スポーツは『心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動』と定められています。また、スポーツ（Sport）の語源はラテン語のデポルターレ（Deportare）で、「遊ぶ、気晴らしをする、楽しむ」などを意味し、スポーツは趣味やレジャー、レクリエーション*の性格を持ち合わせていることがわかります。

そこで、本計画におけるスポーツとは、競技種目やオリンピック等のような勝敗や記録を競う競技スポーツ*のみではなく、生涯にわたってスポーツを楽しむための生涯スポーツや、体力づくり、介護予防を目的とした軽い運動、地域交流が生まれるレクリエーション活動、個人で行う散歩等の運動を含めてスポーツとして広く捉えることとしています。